墨田区介護保険条例の一部を改正する条例(案)概要

1 改正理由及び内容

介護保険法施行令の一部改正 (31.3.29 公布、31.4.1 施行)により、所得段階が第1段階の第1号被保険者に係る介護保険料の軽減割合が改められたほか、所得段階が第2段階及び第3段階の第1号被保険者に係る介護保険料を軽減することができることとされたため、当該被保険者に係る保険料率を次のとおり改める。

	現行	改正案
被保険者の区分	軽減割合	軽減割合
	保険料率	保険料率
第1段階(割合(※) 0.5)		
被保険者が老齢福祉年金受給者で、世帯員全		
員が住民税非課税の者、生活保護法に定める	0.05	0.125
被保護者、被保険者の世帯員全員が住民税非	24 009⊞	20 160⊞
課税で、公的年金等に係る雑所得を控除した	34,992円	29,160円
合計所得金額(※)と公的年金等の収入金額		
の合計が80万円以下の者		
第2段階(割合0.625)		
被保険者の世帯員全員が住民税非課税で、公	0	0.125
的年金等に係る雑所得を控除した合計所得金	48,600円	38,880円
額と公的年金等の収入金額の合計が80万円 を超え、120万円以下の者	40, 00011	80, 00011
第3段階(割合0.75)	_	
被保険者の世帯員全員が住民税非課税で、公	0	0.025
的年金等に係る雑所得を控除した合計所得金 額と公的年金等の収入金額の合計が120万	58,320円	56,376円
田を超える者		

- ※ 割合…介護保険法施行令第39条第1項各号に定める割合を標準として区が定める割合
- ※ 合計所得金額…地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額から租税特別措置法で規定されている長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額

2 施行期日等

公布の日(平成31年度分の保険料率から適用)